

## 「やまぐち授業のたね」出品チェックシート

### 1 目的について

- 学習指導用として制作されている。

### 2 著作権について

教育目的であっても、インターネットに公開する場合は、著作権法第35条の規定は適用されません。したがって、次の項目を満たしている必要があります。

- 他人の著作物が含まれる場合、その著作権（財産権）の保護期間が終了している。
- 著作権者が特定できない場合は、文化庁著作権課へ「裁定申請」を行っている。
  - ・裁定申請については、文化庁ウェブサイト内「著作権者不明等の場合の裁定制度」ページから「裁定の手引き」をダウンロードし、申請を行ってください。  
(URL [www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/saiteinotobiki.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotobiki.pdf))
  - ・教科書等を利用する場合は、教科書著作権協会等の承諾が必要な場合があります。  
(URL <http://www.jactex.jp/case.html>)
- 保護期間中の著作物の利用では、著作者に許諾を取っている。
  - ・本やウェブサイトなどの画像や地図の掲載には著作者の許諾が必要です。
  - ・児童生徒がかいた絵や作文にも著作権があります。本人及び保護者の許諾が必要です。
- 他人の著作物を引用している場合、以下の4つの事が守られている。
  - (1) 自らの著述部分が主で、引用部分が従になっている。
  - (2) 自らの著述部分と引用部分の区別が明瞭である。
  - (3) 引用部分の出所を明示している。
  - (4) 必要な量だけの引用となっている。

### 3 個人情報について

ここでいう個人情報とは、写真、氏名、生年月日、その他の情報により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）を指します。

- 顔写真を使用している場合、本人が特定できない程度の解像度となっている。
- 写真を使用している場合、周囲に写り込んだものの中に、個人情報は含まれていない。
- 動画や音声が含まれる場合、音声（発言）や動作の中に、個人情報に関わる内容は含まれていない。
  - ・インターネットへ公開することについて、個人が特定できなくても登場する人物全員に了解を得ておく必要があります。

### 4 その他

- コンテンツの中に、教育上不適切な部分がない。